

第105号議案

貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

貸付金の返還債務の免除に関する条例（昭和59年島根県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条の表特定診療科医師緊急養成奨学金の項中「この項において同じ」を「同じ」に改め、同表研修医研修支援資金の項中「この項において同じ。」又は「同じ。」又は「同じ。」に改め、同項の次に次のように加える。

特定診療 科医師育 成支援資 金	県内の医療機関の 医師の確保及び充 実を図るため、將 来指定医療機関の 特定診療科におい て医師の業務に従 事しようとする臨 床研修医に対して 貸し付けた資金	1 臨床研修を修了した日の 属する月の翌月に（疾病、 負傷その他やむを得ない事 由があると認められる場合 には、当該やむを得ない事 由がやんだ後遅滞なく）指 定医療機関の特定診療科に おいて医師の業務に就き、 かつ、引き続いて5年間 (疾病、負傷その他やむを 得ない事由があるため指 定医療機関の特定診療科に おいて医師の業務に従事す ことができなかつた期間 (指定医療機関（特定地域 医療機関を除く。）の長の 指示により指定医療機関の 特定診療科以外において医	債務の全部
---------------------------	---	--	-------

師の業務に従事する期間
(以下この項において「指
定特定診療科以外従事期
間」という。) 及び特定地
域医療機関の長の指示によ
り指定医療機関の特定診療
科以外において医師の業務
に従事する期間(以下この
項において「特定地域特定
診療科以外従事期間」とい
う。) (特定地域医療機関
の長の指示により指定医療
機関(特定地域医療機関を
除く。)の特定診療科にお
いて医師の業務に従事する
期間のうち、やむを得ない
事由があると知事が認めた
期間は、特定地域特定診療
科以外従事期間とみな
す。) が通算して 6 月以上
となる場合であって、指定
特定診療科以外従事期間及
び特定地域特定診療科以外
従事期間が通算して 6 月以
上となることについてやむ
を得ない事由があると知事
が認めたときにおける当該

6月以上となる期間（以下の項において「猶予期間」という。）を含む。）を除く。）指定医療機関の特定診療科において医師の業務に従事（指定特定診療科以外従事期間及び特定地域特定診療科以外従事期間のうち通算して6月未満までの期間に限り、指定特定診療科以外従事期間は指定医療機関（特定地域医療機関を除く。）の特定診療科において、特定地域特定診療科以外従事期間は特定地域医療機関の特定診療科において医師の業務に従事したものとみなす。）（特定地域医療機関の特定診療科において2年間（疾病、負傷その他やむを得ない事由があるため特定地域医療機関の特定診療科において医師の業務に従事することができなかった期間（特定地域特定診療科以外従事期間のうち特定地域医療機関の

	<p>特定診療科において医師の業務に従事したものとみなされる期間を除く期間（以下この項において「特定猶予期間」という。）を含む。）を除く。）以上医師の業務に従事した場合に限る。）したとき。</p> <p>2 前号に規定する従事期間中又は前号の猶予期間中若しくは特定猶予期間中に、業務上の事由により死亡したとき、又は業務上の事由に起因する心身の故障のためその業務に従事することができなくなったと認められるとき。</p>	
	<p>3 災害、疾病その他やむを得ない事由により貸付金を返還することが著しく困難であると認められるとき。</p>	債務の全部 又は一部

附 則

この条例は、公布の日から施行する。